第四十三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第五号の二中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第九号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第四十四条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第四十五条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第四十六条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第八十二条第五項中「第三項」を「第四項」に改める。

第百十六条の二第一項第六号中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」の下に「若しくは同項に規定する特定地域介護保険施設」を加える。

附則第五条の二の見出し中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設等」に改め、同条第一項中「この項において同じ。」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設（同法第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加え、「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に改め、同項ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加える。

第四十七条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

第百十六条の二第一項第六号中「特定施設」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム」を加え、「同条第二十四項」を「同法第八条第二十五項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険法第百十六条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「第八条第二十五項」とあるのは、「第八条第二十四項」とする。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第四十九条　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」という。）」の下に「若しくは同条第二十四項に規定する特定地域介護保険施設（以下この項及び次項において「特定地域介護保険施設」という。）」を、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」に改め、同条第三項中「及び介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加え、同条第四項中「介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加える。

第五十条　知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「介護保険特定施設」という。）」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム（以下この項及び次項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「又は同条第二十四項」を「又は同法第八条第二十五項」に、「若しくは同条第二十五項」に改め、「介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加え、同条第三項中「（介護保険特定施設」の下に「及び有料老人ホーム」を、「又は介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加える。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九条第二項の規定の適用については、同項中「第八条第二十五項」とあるのは「第八条第二十四項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十四項」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第五十二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第五十三条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五十四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(六)中「若しくは同法附則第四条第一項（登録）の准介護福祉士の登録」を削り、同号(六)ロ中「又は准介護福祉士」を削る。

別表第三の二十四の項の第三欄中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第五十五条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第三の二十四の項の第三欄中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五十六条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の二十の項中「第六十九条の八第二項」を「第六十九条の三十四第四項」に改め、同表中七十一の二十一の項を七十一の二十二の項とし、同表の七十一の二十の項の次に次のように加える。

七十一の二十一	介護保険法第六十九条の三十三の二第一項に規定する指定研修受講管理機関	介護保険法による同法第六十九条の三十三の二第一項の受講の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の十六の項及び別表第五第十号の三中「第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書」を「第六十九条の三十四第四項」に、「又は同法第百十八条第三項第三号」を「、同法第百十八条第二項第五号の施策の実施又は同条第三項第三号」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第五十七条　高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第五号中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」の下に「若しくは同項に規定する特定地域介護保険施設」を加える。

第百二十五条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第二条中「第八条第二十九項」を「第八条第二十八項」に改める。

附則第十三条の三の見出し中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設等」に改め、同条第一項中「この項において同じ。）」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設（同法第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加え、「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に改め、同項ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加える。

第五十八条　高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第五号中「特定施設」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム」を加え、「同条第二十四項」を「同法第八条第二十五項」に改める。

附則第二条中「第八条第二十八項」を「第八条第二十九項」に改める。